

大阪狭山市

子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員研修

研修項目（必須）

- (1) 子育て世帯訪問支援事業について 2
 - (2) 個人情報の取扱いについて 6
 - (3) 大阪狭山市の子育て支援施策 8
 - (4) 救急救命講習（AEDの使用法等） . . . 10
 - (5) 事故防止について 10
- 【参考】 こども家庭庁資料 11



子育て世帯訪問支援事業について

(1) 目的

家事・子育ての不安や負担を抱える子育て家庭を訪問し、不安や悩みを傾聴し、家事や子育て支援を実施することで、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

(2) 対象世帯 下記の人がある世帯で、支援が必要な世帯

妊婦



0歳児



18歳未満の児童



(3) 内容

家事支援



育児・養育支援



その他、必要に応じて

子育ての不安や悩みを聞く



そういうこと
ありますよね…



子育て情報の提供



大阪狭山市への報告



支援の方法を
一緒に考えます



(4) 利用時間等

利用時間：平日8時～18時（19時までの延長利用が可能）

1回あたり2時間まで（1時間単位。30分以下は切り捨て）

1日あたりの利用回数は、原則1回

1か月の利用時間の上限は20時間

(5) 支援の流れ

- ① 利用者と事前に決めた訪問の日時に訪問する
(原則、徒歩か自転車で訪問する。利用者の許可がある場合は、自家用車での訪問も可能だが、事故等には十分に注意すること。)
- ② 訪問の際は、訪問支援員証を必ず携帯し、利用者の求めに応じて提示するなどして市町村からの訪問者であることを明確にする
- ③ サポートプランで計画した内容に沿って支援を行う（訪問開始後に新たな依頼があった場合は、必ず大阪狭山市に報告し、支援が可能なかを協議すること
- ④ 育児に関する不安や悩みの傾聴、相談の際は、受容的な対応を心がける
- ⑤ 子育て支援に関する情報提供の際は、大阪狭山市子育て支援ガイドブックや大阪狭山市ホームページなどを活用し、地域の様々な子育て支援に関する情報を提供する
- ⑥ 訪問の際に、利用世帯の養育環境等の把握を行う
- ⑦ 訪問により把握した情報は、大阪狭山市子ども家庭センターへ書面にて報告する（心配なことがある場合、大阪狭山市子ども家庭センターと協議し、支援方法を決定する）
- ⑧ 支援が終了したら、「大阪狭山市子育て世帯訪問支援事業実施票」の利用者確認欄に利用者の押印をもらう
- ⑨ 利用者負担が発生する場合、事前に定めた方法で負担金を受け取り、領収証を渡す
- ⑩ 訪問日の翌月10日までに、1か月分をまとめ、大阪狭山市に委託料を請求する

(6) 支援の方法（できること・できないこと）

家事援助	
実施可	実施不可
<ul style="list-style-type: none"> ● 食事の準備・片付け（一般的なもの。家族の分も可） ● 洗濯（洗濯機使用、干す、取込む、たたむ、アイロンがけ等。家族の分も可） ● 掃除（リビング、トイレ、風呂、玄関等の掃除機がけ、雑巾がけ等、日常的に行うもの） ● 買い物の代行やサポート ● 保育所等の送迎（車も可） ● 通院、市役所等の手続きの同行 ● 布団干し・シーツ交換等 ● ゴミ出し等 	<ul style="list-style-type: none"> ● おせち料理・パーティーの準備等 ● カーテン、セーターの手洗い等 ● 大量のアイロンがけ ● 大掃除（網戸、エアコン、照明器具、草むしり、ガスコンロ、換気扇、窓等） ● 床のワックスがけ ● 浴室のカビ取り ● 引越しの手伝い ● 日常以外の買い物（祝い返し等） ● 家具、家電の購入 ● 銀行や市役所の手続きの代行 ● 自家用車の給油、洗車等 ● ペットの世話 ● 室内外の修理・修繕（ペンキ塗り、家具の移動） ● 自営業の仕事の手伝い ● 処方箋の代理受け取り

(6) 支援の方法（できること・できないこと）

育児・養育支援	
実施可	実施不可
<ul style="list-style-type: none"> ●授乳のサポート ●調乳（哺乳瓶の洗浄、消毒、片付け） ●子どもの食事の介助（きょうだい含む） ●オムツ交換 ●着替え ●沐浴・入浴の補助、片付け、湯上りの受け取り ●宿題の見守り ●通院、市役所の手続きの同行 ●保育所等の送迎（徒歩・公共交通機関） ●ベビー布団の用意、片付け、干す ●兄弟の遊び相手（居宅内のみ） ●保護者の受診の際に、子どもと一緒に同行 	<ul style="list-style-type: none"> ●乳児を風呂に入れる ●保護者なしで、子どもを預かる ●保護者なしで、子どもを連れての外出、受診等 ●支援員の車に同乗、利用者の車に同乗 ●ベビーベッドの組立て

個人情報の取扱いについて



(1) 個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）とは

個人情報保護法は、「個人情報」の適正な取扱いに関し、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする法律です。

(2) 個人情報とは

生存する個人に関する情報であって、氏名や生年月日等により特定の個人を識別することができるものをいいます。

- ① 本人の氏名
- ② 本人の氏名と以下を組み合わせた情報

本人が判別できる映像情報

特定の個人を識別できる音声録音情報

特定の個人を識別できるメールアドレス など

本事業に従事する者は、児童の「最善の利益」を実現させる観点から、児童及びその保護者等の対応及び個人情報の保護について十分配慮するとともに、正当な理由なく、その業務上知り得た家庭等の情報を漏らしてはならない。

(3) 取得・利用に関するルール

- ✓ 利用目的を特定して、その範囲内で利用する。
- ✓ 利用目的は、あらかじめ公表しておくか、個人情報を取得する際に速やかに本人に通知または公表する。

⇒ 大阪狭山市子育て世帯訪問支援事業では、利用申請書に利用目的を明記し、同意を得ています。

(4) 保管・管理に関するルール

- ✓ 漏えい等が生じないように、安全に管理する。
- ✓ 従業者・委託先にも安全管理を徹底する。

⇒ 大阪狭山市子育て世帯訪問支援事業では、

- ① 関係書類は、市が指定するフォルダに入れて管理する。
- ② 書類は、鍵のかかる場所で保管し、みだりに屋外へ持ち出さない。
- ③ 書類の提出は、持参するか、簡易書留で郵送する。
- ④ 書類の保管は5年とする。

個人情報の取扱いについて



(5) 従事者の義務（個人情報の保護に関する法律 第67条）

行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者、当該委託を受けた業務に従事する者または従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはなりません。

(6) 従事者の義務違反に対する罰則など



- ✓ **2年以下の懲役または100万円以下の罰金**
(正当な理由がないのに個人の秘密が記録された個人情報ファイルを提供したとき)
- ✓ **1年以下の懲役または50万円以下の罰金**
(保有個人情報の自己もしくは第三者の不正な目的を図る目的での提供・盗用)
- ✓ **1年以下の懲役または50万円以下の罰金**
(専らその職務の用以外の用に供する目的での個人の秘密に属する事項が記録された文書、図面または電磁的記録の収集)

- ✓ 支援にあたり知り得た個人情報については、取り扱いに十分に留意する（SNSの扱い含む）
- ✓ 家族や友人を含め、第三者に個別の家庭事情等の内容を話すことを禁止する
- ✓ 関連書類を落とす、訪問先に忘れる等しないこと
- ✓ 支援時等における児童の写真、家の中の様子の撮影を禁止する。食器や調理・掃除道具等の配置など支援に必要な写真を撮影する場合には、利用者の許可を得ること
- ✓ 支援終了後、あるいは訪問支援員の任期満了後においても支援を通じて知り得た情報については一切口外しない。また、関係書類は事業者に返却すること
- ✓ メールで報告するときは、利用者の個人名の記載をせずにインシヤルや利用者番号で報告し、必ず、ファイルにパスワードをかけること
- ✓ 携帯電話等の端末の取り扱いには、注意すること

個人情報の取扱いについて



- ✓ 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、市町村等へ通告する義務があり、必要かつ社会通念上相当と認められる範囲においては、守秘義務にかかる規定違反とならないことを踏まえ、適切に情報提供すること

児童虐待の防止等に関する法律 第6条第1項

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

大阪狭山市の子育て支援施策（抜粋）

(1) 困ったときの相談窓口

- 子どもや家庭の困りごと
→ 大阪狭山市こども家庭センター 072 (349) 8016
- 妊娠中から小学校に入るまでの子どもの健康に関すること
→ 大阪狭山市保健センター 072 (367) 1300

(2) 子どもを預かってほしい

- 一時預かり事業 → 
- 子育て短期支援事業 → 

(3) ひとり親家庭への支援

- ひとり親家庭の相談 → ひとり親家庭相談 072 (349) 8015
- 経済的な援助 → 児童扶養手当 

ひとり親世帯等さやりんポイント



(4) 大阪狭山市子育て支援ガイドブック



(5) 子育て応援アプリ さやまっ子ナビ



ガイドブックやアプリからも
情報を見ることができます

救急救命講習 (AEDの使用方法等)



実習を受けていただきますが、下記のサイトで復習ができます。

(1) 普通救命講習編

https://www.fdma.go.jp/relocation/kyukyukikaku/oukyu/01futsu/01oukyuteate-manabi/01_01_00.html



(2) 上級救命講習編 ※さらに詳しく学びたい方は・・・

https://www.fdma.go.jp/relocation/kyukyukikaku/oukyu/02jokyu/01oukyuteate-manabi/02_01_00.html



事故防止について

(1) 子どもを事故から守る!

事故防止ハンドブック (子ども家庭庁)



子育て世帯訪問支援事業 訪問支援員研修動画（国資料）

子育て世帯訪問支援事業ガイドラインに基づき、訪問支援員への研修として必要な要素を8項目に分けています。右記のQRコードから各自ご視聴をお願いします。

項目	内容
1	理念及び意義・目的
2	支援対象者像の理解
3	傾聴とコミュニケーション
4	地域の子育て支援情報
5	守秘義務と個人情報の管理について
6	市町村への報告を要する場面
7	訪問支援の実際
8	救急救命講習及び事故防止の講習

こども家庭庁が「子育て世帯訪問支援事業ガイドライン」に沿って作成したものです。

